

審問委員タリニ者ハ其事件ノ判士ニ加フル「ナシ  
ニ係る 艦隊軍法會議ニ於テ判士長判士ニ充フ可キ將校  
之スル時ハ司令官ノ上申ニ依リ海軍卿他ノ將校ヨリ之  
シ若クハ被告人ヲ他ノ軍法會議ニ移シアリ其審判ヲ爲  
ム但外國ニ在テハ司令官他ノ官吏ヲ以テ之ニ充ツル  
得

ルハ盧々實々トハ云ヒ

國ノ榮辱ハ必ズレモ大事件ノミニ在ラズ  
外國ノ交際ハ虛々實々トヘ云ヒナガフ人事ノ實際ニ於テ  
底蘊ヲ以テ成ル可キモノナシ左レバ外面ヲ裝ヒ体裁ヲ飾  
以テ外國人ノ歡心ヲ取り以テ其贍ヲ奪ヒ以テ其喜憂ヲ制  
ルガ如キハ仮令ヒ或ハ一時ノ策ノ當ルニ似タルモノアル  
僅ニ少シク前後ノ照應ヲ考ル片ハ雖是レ無益ノ勞コシテアリ  
兒ノ戲タクニ過ギテ政治上ノ交際ニ於テモ商賣上ノ取引  
於テモ其果シテ然ルハ古今ノ實驗ニ若々見ル可キ者ナリ

テ性急ニ判断ヲ下クスガ如キハ我輩ノ常ニ憂ル所ナリ此事  
情ハ日本國人ガ自國ニ居テハ左マア感スル「少ナシト難ニ  
外國寄留ノ者ニ於テハ更ニ其感覺ノ切ナルモノアリ万原孤  
客ノ身ト爲ルハ眼中唯日本ト外國トアルノミ常ニ外人ニ  
交リテ朝々暮々其首ヲ聞キ其舊ナ蘭ヨ其日本國ニ對シテ加  
何ノ情ヲ抱クヤト之ヲ窺フ其狀ハ怡モ子弟ニシテ近隣ノ人  
ニ接シ其人々ガ我骨肉ノ父母兄弟ヲ評論スルヲ聞テ之ニ耳

右ノ次第ナルヲ以テ我輩ハ日本國民ノ名義ヲ以テ常ニ日本國ノ榮辱ト利害トヲ負擔スル者ナレ。苟モ我國ノ實ニ無モノヲ虛飾シテ外國人ノ印目ヲ瞞着セント欲スル者ニ非也。唯小心翼々自カラ省ミテ其足ラザルヲ足サントシテ自家ニ固有ナ修ルノミナラズ近時世界ノ文明ニ向テ國ナ開タル限りハ他ニ學ブ可キナ學ヒ、做フ可キナ做ヒ、一切ノ人事、世界万國ニ對シテ後レナ取ルコトナカラントテ只管誠心勉強スルノミ聲々有形ノ事物ニ於ナハ實ニ西洋ナ師トシテ傳習可キモノ多ケレバナリ。

然リト雖ドモ又一方ヨリ考レハ文明繁多ノ今ノ世界ニ於テ歐米諸國ノ人ガ他國ノ情實ヲ洞察シ監スノ明アル。出キニ非ズ殊ニ實洋ノ事ニ關シテハ目下直接ノ利害モ薄クシテ隨ニ其觀察ニ精神ヲ勞スル者モ少ナキガ爲ニ東洋ノ國々ニ於テハ實ニ大切至極ナル事柄ニテモ之ヲ外コシテハ遺トシテ西洋人ノ眼前ヲ通過シ其思案ヲ留マラザルモノ甚ダ多シ例ヘハ我日本ノ開國既ニ三十年其間ニ吾人ハ常に西洋ノ眞面目

國ノ文明ニ殆ト由縁ナキ關係ニテモ苟モ我日本國人ガ曲ナ  
榮ルモノアレバ之ヲ見聞シテ感スル所ノ刺衝苦痛ハ甚刺雷  
ナラザルナリ例ヘバ本日ノ雑報欄内ニ掲ケタル「見本速  
の相模」ト題シタル條ハ米國在留ノ我一少年ガ絶育ノ「トリ  
ビューン」新紙ニ投書シタルモノナリト傳聞セリ日本ノ力士  
ガ相撲ニ如何ナル勝負スルトモ意ニ介スルニ足フザル譯ケ  
ナレニ本國チ思フノ至情コノ些末事ニマテ鑑レケ自カラ就  
フル能ハズ遂ニ一擧ノ勢ヲ取リシモノナラン其事柄ハ兒童  
ニ近シト雖ニ其情ハ則チ深シ我輩ハ今少年ノ痴情ヲ憐ムノ  
餘リニ兼テ我同胞ノ愛國心ヲ喚起シ仮令ヒ其身ハ日本國ニ  
留ルモ苟モ我本國ノ榮辱ニ關スルモノハ事ノ大小輕重ヲ問  
ハズシテ熱心以テ自カラ保護シ敢テ虚ナ拂ヘテ外人ノ耳目  
ヲ瞞着セントスルニハ非ズ唯我國ニアリノマヽノ事實ニア  
リノマヽニ示シテ外人ノ妄評ヲ免カレ我至當ノ榮名ヲ損ス  
ルナカテソ「ナ賞望スルノミ

アキムに逆攻撃

ナ知ラソコナ勉メ、四人モ亦日本ノ情實ヲ探ソコナ求メ  
交際日ニ萬キナルト雖ニ時ニ或ハ吾人ハ西洋人ノ爲ニ度外  
視セラル、ニヤ西人ノ我事情ヲ知ルハ吾人ガ西洋ヲ知ルヨ  
リモ疎ナルモノアルガ如シ其實証ヲ得ントナラバ彼ノ國人  
ニシテ久シク日本ニ在留シ最モ日本ノ情ニ通明ナリト稱ス  
ル文客ガ其日本ノ事情ヲ記シタル横文ノ著書ヲ見ルニ書中

電報  
○三月十日龍勳臺　スマーダン戰地よりの報道は、あるる軍は將ヌアキムに進攻せんとす而して先鋒軍は進んで之を撃退せし者玄たるに敗軍逃かず遂て英軍は進軍の命を下けたり

俘虜降人ノ書

情實ヲ誤ルハ概シテ十中ノ七八ト云ハザルヲ得ズ我輩ノ當  
ニ遺憾トスル所ナリ  
我國情ヲ誤ルハ尙忍ブ可シト雖ニ爰ニ忍ブ可ラザルモノハ  
我過去現仕ノ有様ヲ評シテ往々事實ヨリ下タルヲアルノ一  
事ナリ我日本國ノ政事ナリ商工ナリ又學問ナリ開國三十年  
來大ニ面目ヲ改メ其由テ來ル所ハ西洋諸國ノ文明ヲ師トシ  
タルモノナリト雖ニ凡ソ人間社會ノ一事一物タ・トモ、無  
ヨリ頗ニ有チ生ス可キニ非ズ、變形ハ易シト雖ニ創造ハ難  
シ、左レハ今日我日本國ガ今日ノ文明ニ達シタルハ三十年  
來ノ創造ニ非ズシテ數千百年ノ舊文明ヲ三十年間ニ變形セ  
シメ今尙其變形ノ動中ニ在ルモノタレヤ明ナリ然レヨ其變

○保勝會下賜金 今般五畿及近江、丹波、二州の名勝古蹟保存のための志願の設立せる保勝會へ去る十九日 景上の恩召を以て金千圓下賜せられたり

○觀梅の御宴 皇后宮より一昨二十日正午より各皇族の御息所並華族一條廊に在する御生母御養院殿及御外戚の方々を宮中へ召させ給ひ夫より御内侍林の御茶屋喜香亭へ成りせられて觀梅の御宴と聞かせ給ひたりといふ

○國書捧呈 新任英國特命全權公使アランケフト氏には昨日の紙上へ記せし如く同日午后二時書記官開伴みて國書捧呈として赤坂仮寓居へ參内したり右に付 通上にも便段へ

一

タルモノナリト雖に凡ソ人間社會ノ一事一物ク・トモ、無ヨリ頗ニ有チ生ス可キニ非ズ、變形ハ易シト雖ニ創造ハ難シ、左レバ今日我日本國ガ日ノ文明コ達シタルハ三十年來ノ創造ニ非ズシテ數千百年ノ舊文明ナ三十年間ニ變形セシメ今尙其變形ノ體中ニ在ルモノタルヤ明ナリ然ルニ其變形ノ際ニ當テハ種々様々ノ風用ニ逢ヒ遇ムニ銳クシテ却テ輕躁ノ譏笑招ク者アリ、守ルニ固クシテ煩陋ノ咎ナ蒙ル者

○國書捧呈　新任英國特命全體公使アランケフト氏には附  
呈として赤坂仮寓居へ參内したり右に付　趣上にも便殿へ  
出御の上親しく同公使へ謁見と仰付られ奉て御臺に於て茶  
菓等を賜はりたりと

アリ、人事ニ免レザルノ常ナレヒ西洋ノ人ガ片眼ヲ闇ア此

相大書記官にハ昨日御内閣見の上候馬秀林と仰付られ

審判文

タルモノナリト雖ニ凡々人間社會ノ一事一物タリトモ、無

今も宮中へ在りせ給ひ夫おとこより御内侍林の御茶屋喜平きへいへ  
成なせられて観梅の御宴ごえんを開かせ給ひたりといふ

五年八月四日 荷蘭國皇帝陛下ノ海軍大佐侍補  
贈與旭日小綬章 レンセフール ボウサール  
全海軍大尉 ピオーフリニウ  
贈與雙光旭日章  
七年三月十一日

ヨリ頗ニ有チ生ス可キニ非ズ、變形ハ易シト雖ニ創造ハ難シ、左レバ今日我日本國ガ今日ノ文明ニ達シタルハ三十年來ノ創造ニ非ズシテ數千百年ノ舊文明ナ三十年間ニ變形セシメ今尙其變形ノ體中ニ在ルモノタルヤ明ナリ然ルニ其變形ノ際ニ當テハ種々様々ノ風雨ニ逢ヒ遇ムニ銳クシテ却テ

○國書捧呈 新任英國特命全權公使アランケフト氏には昨日の紙上へ記せし如く同日午后二時書記官同併ふて國書捧呈として赤坂仮寓居へ參内したり右に付 題上にも御殿へ出御の上親しく同公使へ謁見を仰付られ奉て別室に於て茶葉等を啜りたりと